

# 職業紹介事業における 新型コロナウイルス感染拡大・再発防止対策ガイドライン

2020.06.04 ver2.0

一般社団法人日本人材紹介事業協会

はじめに

新型コロナウイルス感染拡大・再発防止のため、人材協会員は本ガイドラインに沿って、求職者、求人者、職業紹介従事者、関係者の生命と健康を守る職業紹介事業運営を行うこととします。

本ガイドラインは、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」、日本経済団体連合会の「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえて、人材協会員をはじめとする、職業安定法に基づく職業紹介事業者に必要なと考えられる対策を示したものであり、各会員・事業者においては、各々の業態や事業内容等を勘案し、実情に合わせた具体策を講じることが求められます。

## 1. 職業紹介事業における新型コロナウイルス感染防止の「三密回避」基本対応

### ①密閉空間の回避

- 求職者相談・求人打合せは、プライバシー保護の考え方により、待合室、相談室も含め個室であることが求められており密閉空間となりやすいので、相談・打合せ中にも途中休憩をとるなどして、窓やドアの開放など(1時間に2回以上、30分～1時間に5～10分程度)でこまめな換気に努める。

### ②密集場所の回避

- 求職者同士が受付時に近距離とならないよう予約を調整し、また担当従事者も必要最小人数とする。
- 求人者との打ち合わせの際、参加者の間隔が確保できる広さの部屋を使用する。

### ③密接場面の回避

- 求職者、求人者との面談等の際には、飛沫がお互いに直接接触しない工夫を行う。具体的には、面談・打合せ参加者はマスクを着用することとし、必要に応じてゴーグルやフェイスガードを利用する。
- 業務従事にあたっては、時差出勤、在宅ワーク、Web会議等を活用する。

## 2. こまめな除菌作業の徹底

- 相談・打合せの間には、当該個室の換気や、ドアノブ等の除菌処理等を行う。
- 事業所入口にはアルコール消毒液等を設置する。
- 職業紹介事業所内の、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所について、高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、エレベーターのボタンなど)は、定期的な除菌処理の実施を励行する。

### 3.従事者の健康管理と求職・求人者への訴求

#### (1)職業紹介従事者

- 従事者は自身の体調を検温等により毎日確認し、疑わしい症状の場合は、予定の変更や中止、電話やオンラインでの打ち合わせに変更を願い出る。
- 従事者は、手洗い、マスク着用を励行し、可能な場面で手洗い、アルコール消毒、うがい等を都度行う。公共交通機関を利用する際は、時間に余裕を持って行動し、車両やエレベーター等の密集する場면을回避する。
- 従事者の就業環境について、フィジカル・ディスタンス(2mを目安に最低1mを確保)を保つことが可能な程度の人員、スペースにて事業運営を行う。
- すべての行動を記録し、万一の罹患の際のクラスター追跡に備える。
- 万一感染症罹患の疑いが発生した際、また罹患者との濃厚接触が疑われた場合には、直ちに職業紹介従事を止め、職業紹介責任者に報告するとともに保健所等行政機関に相談してその指示に従う。

#### (2)求職者への訴求

- 求職者への新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
  - (例) 求職者への来訪の注意事項並びに、37.5℃以上の発熱、咳や風邪の症状等体調が思わしくない時等は来訪を遠慮していただくなどの事項を、ホームページ、SNS、事業所掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求める。
  - (例) 面談時には、プライバシー保護の観点から個室での面談であること、及び室内喚起のために、1時間に2回以上、30分～1時間に一度、途中休憩をとり、個室ドアの開放による喚起を行うことなどを予めお伝えする。
  - (例) 求職者の希望や事情に応じて、電話での相談や、オンライン会議等での相談等を行い、柔軟に対応する。

#### (3)求人者への訴求

- 求人先への訪問は、訪問についての先方のご希望やご事情を事前に伺い、電話やオンラインでの打ち合わせ手段も含めて柔軟に対応する。
- 求職者の訪問による面接では、求人者の面接場所の感染防止対策等の確認を行い、事前に求職者にお伝えするなど配慮する。

### 4. その他

- 常に厚生労働省発表の新型コロナウイルス感染情報を収集し、対応策を更新する。

以上